

標 題：

リビア籍船舶に対する無線方向探知機の
搭載免除について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 378

Date : 平成12年9月28日

関係船主・造船所各位

無線方向探知機の搭載に関する要件及び特定の条件の下におけるその免除に関する規定が、74SOLAS の 1988 年改正第 V 章第 12 規則 (p) に定められております。

この度、リビア政府から、無線方向探知機の搭載免除についての通知があり、その取扱いをとりまとめましたのでお知らせします。

-記-

リビア籍船舶に対する無線方向探知機の搭載免除の条件及びその取扱い

1 免除の条件

GPS 受信機 1 台を備えていること。

2 免除手続

- 1 無線方向探知機の搭載免除を希望される場合は、事前に、GPS 受信機の製造者名並びに型式名を記載した免除申込書を弊会の支部/事務所に提出して下さい。
- 2 弊会は、提出された書類に基づき調査並びに安全設備検査を行い、免除の条件が満たされていることを確認して、免除証書を発行します。

以上

お問い合わせ： 材料艀装部

Tel : 03-5226-2020

Fax : 03-5226-2019

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。